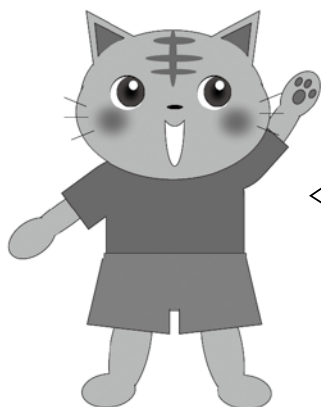


受けないなんて、もったいない！

～特定健診・がん検診を受けて健康と商品をGet!!しよう!～



御坊保健所と日高町では、住民のみなさまに楽しみを持ってもらいながら健康づくりに取り組んでいただくことを目的に平成23年度から『ヘルスポイント』を設けています。

特定健診や各種がん検診、また保健所や市町が実施する健康づくり事業に参加する毎にヘルスポイントがたまります。一定ポイントを集めて応募すると抽選で**自動血圧計**や**ふるさと特産品**、**ギフトカード**などが当たります。

■参加対象■ 40歳～74歳の方

■ポイント対象■ ①特定健診 ②胃がん検診 ③肺がん検診
④大腸がん検診 ⑤子宮がん検診 ⑥乳がん検診
⑦保健所・町が指定する健康に関するイベント
※①～⑥は各3ポイント、⑦は1ポイント

■方法■ 対象年齢の方にヘルスポイントカードを発行します。
ポイント対象①～⑦の受診・参加毎に健診機関および、
役場健康推進課窓口にてポイントカードに確認印を押し、
ポイント加算をします。
男性で9ポイント以上、女性で12ポイント以上
集めると応募できます。

■賞品■
A賞 自動血圧計 (10名様)
B賞 ふるさと特産品 (100名様)
C賞 ギフトカード (100名様)

■応募メ切■ 平成28年1月29日(金)
■抽選■ 平成28年2月～3月に御坊保健所にて実施

1年に1回は健康チェック!

ご家族、知人、ご近所
の方で誘い合って
健(検)診を受けてね!

【お問い合わせ先】

- ・健康推進課 (☎63・3801)
- または、
- ・御坊保健所保健福祉課
ヘルスポイント担当 (☎24・0996)





お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

建築物の新築・増改築または取壊しをされた方へ

家屋の増改築をしたり、倉庫や物置、車庫を新築(増改築)されると、固定資産税の対象となり、申告の義務が生じます。

家屋の増改築や倉庫などの新築(増改築)をされた場合は、お手数ですが、完成後に税務課までご連絡ください。

また、建物を取り壊した場合にも、滅失登記等で取り壊しの把握に努めておりますが、滅失登記がされていないものや未登記建物については、適正な課税をおこなうため、必ず届出をおこなってください。

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。

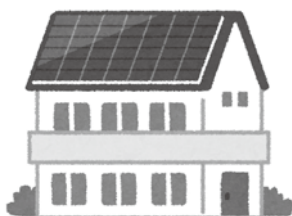
太陽光発電設備を設置される場合

太陽光パネルなどの太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)を設置した時は、固定資産税の課税対象となり、償却資産(固定資産)として町への申告が必要な場合があります。

下表で課税の対象に該当する場合は、毎年1月31日までに償却資産の申告をしていただく必要があります。

事前に連絡をいただいた方には、12月末頃に申告案内を送付させていただきます。

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。
※一定の要件を満たす設備に対しては、特例措置が適用され、税負担が軽減される場合があります。



設置者	設備の発電規模	
	10kw 以上	10kw 未満
個人(住宅)	経済産業省の認定を受け、全量または余剰電力を売買される場合、事業用資産となり、償却資産として課税対象となります。	事業用資産とならないため、償却資産として課税の対象外となります。
個人(事業用)	事業用資産となるため、売電の有無にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人		



教育委員会から

就学援助資金のお申し込みについて

要保護(生活保護家庭)者に準ずる程度に困窮し、就学困難な児童生徒の保護者の方に、学用品費等の就学援助資金が支給される制度があります。

詳しくは、教育課学校教育班(☎63・2038)まで。

上下水道課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3805)まで。



下水道への接続はお済みでしょうか?

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。

